

市内等障がい福祉サービス事業所 各位

いなべ市長 日沖 靖

いなべ市地域生活支援拠点整備事業への協力をお願い

平素は、いなべ市の障がい福祉行政へ御理解御協力いただき誠にありがとうございます。
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、いなべ市においても他市町と同様に、令和3年5月を目途とし、地域生活支援拠点(別添パンフレット)が始まります。

つきましては、令和3年3月5日に施行された、いなべ市地域生活支援拠点整備事業実施要綱に基づく協力同意書の提出をお願いします。令和3年5月10日を期限とさせていただきますが、それ以降も随時受付させていただきます。

なお、協力同意書を市へ提供いただき、貴事業所の運営規程を変更し県へ(※注)届出して、一定の条件を満たすと表1のような加算を算定することができます。

表1

サービス名	加算の内容
居宅介護	緊急時対応加算、緊急時支援加算(Ⅰ)又は緊急時支援費(Ⅰ)を算定した場合に更に+50単位/回を上乗せする。
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
自立生活援助	緊急時対応加算、緊急時支援加算(Ⅰ)又は緊急時支援費(Ⅰ)を算定した場合に更に+50単位/日を上乗せする。
地域定着支援	
短期入所	100単位/日
重度障害者等包括支援	指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
生活介護	障害福祉サービスの体験利用支援加算を算定した場合に更に+50単位/日を上乗せする。 別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うことが必要。
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型自立訓練除く	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	体験宿泊加算(Ⅰ)又は体験宿泊加算(Ⅱ)を算定した場合に更に+50単位/日を上乗せする。
地域移行支援	
計画相談支援 障害児相談支援	700単位/回 地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回限度) 別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うことが必要。 2,000単位/月 地域体制強化共同支援加算(月1回限度)

	別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うことが必要。
--	---------------------------------

※注 指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び基準該当生活介護は、届出先が市町になります。

協力同意書の記載につきましては、1法人で複数の対象サービスを提供している場合、複数枚提出をお願いします。

記載方法につきましては、記載例をご覧ください。

現時点でサービス別に該当する拠点の機能は表2のように考えていますが、他にも該当する機能があるといったご意見がある場合は、いなべ市社会福祉課までご連絡ください。

表2

サービス名等	拠点の機能				
	相談	緊急時の受け入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
居宅介護		○			
重度訪問介護		○			
同行援護		○			
行動援護		○			
地域定着支援	○				
短期入所		○			
生活介護			○		
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型自立訓練除く			○		
就労移行支援			○		
就労継続支援 A 型			○		
就労継続支援 B 型			○		
共同生活援助 (拠点に係る加算無)		○	○		
地域移行支援			○		
計画相談支援	○	○			○
障害児相談支援	○	○			○

委託事業名	委託事業については契約書に明記させていただきますので協力同意書は求めません。				
基幹相談支援センター運営事業	○			○	○
障害者等相談支援事業 (市委託相談)	○				○
障がい者日常生活訓練事業(ルート事業)			○		
視覚障害者生活訓練事業			○		

事務担当
いなべ市福祉部社会福祉課
電話 0594-86-7816
FAX0594-86-7865